



小林一男が問う

当町におけるDX(デジタル変革)の導入について

問 当町におけるDX推進における基本的な考え方やスケジュールは

答 町長 国の方針を踏まえ重要課題と位置付け、組織全体として 様々な分野・業務において情報の利活用が図られ、行政サービスの質の向上や地域の活性化につながるよう取り組んでいきたいと考えています。

問 DXでどのように行政を変革していくのか

答 町長 町のDX推進については、行政課題として明らかとなったデジタル化に向けた対策を計画的に進めることで、町民や事業者の皆さまの利便生向上を図っていくと共に、行政事務の効率化や地域課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。これらの取り組みを進めることで、行政サービスにおいては、助成金や給付金の受け取りで申請書類の記入や提出が不要になったり、転入・転出、子育て、福祉などの手続きにおいて時間が短縮されたり、休日でも自宅にいながら申請ができたりするなど利便性の向上につなげていきます。

行政事務の効率化では、情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化などの事務見直しを契機に、業務のペーパーレス化やAI(人工知能)、RPA(業務の自動化)の導入・活用を図り、さらなる事務効率化や住民サービスの向上につなげていきます。

問 DXを推進するにあたり人財や組織をどうしていくのか

答 町長 DXを推進していくためには、まずは職員のスキルアップとして業務に生かせるような研修を計画的に実施していきます。また、役場全体として業務効率化やデジタル化に取り組むための体制づくりと、組織横断的ワーキンググループなども必要であると考えています。専門性の高い分野については、外部人材による支援なども検討していると

ころであります。

問 マイナンバーカードの取得率100%を目指す施策は

答 町長 現在のマイナンバーカード取得率は全国平均の78.6%に対して、芳賀町は77.1%となり、わずかに全国平均を下回っている状況です。

マイナンバーカードの取得についてはあくまで、本人申請によるものとした上で、今後予定されている健康保険証の廃止などを踏まえ、町としては、町民の皆さまの生活に支障を来さないよう普及推進に取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードの利活用については、国の推進計画に合わせて進めていきます。

問 DXの恩恵を町民誰もが享受できるようにするための取り組みは

答 町長 国では、インターネットやスマートフォン利用を支援する取り組みをはじめ、社会生活における情報格差の是正についても合わせて取り組むとしています。

町としましては、これまで光の道事業で実施したインターネットなどの通信環境の整備や、芳賀チャンネルを通じた分かりやすい行政情報、地域情報の発信などを踏まえ、引き続き町民に優しいデジタル社会の実現に向けて取り組んでいきます。



山口菊一郎が問う

将来に向けた農地の利活用について



問 現在町では10年後を見据えた地域計画の策定に向け各大字ごとの話し合いが始まったところ
です。地域計画の内容とメリットについて伺います。

答 町長 町では、現在人・農地プランを策定し農地の集積を進めています。今後地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地の集約化などに向けた取り組みを加速化することが喫緊の課題となっています。課題解決に向け令和7年3月末までに地域計画を策定することが定められました。地域計画は将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を確保し、農地バンクを活用した農地の集約化などを進める事業です。その中で10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の作成が義務付けられました。メリットとしては、地域内での進むべき農業の方向が定まること、農地が集約されることにより効率的な経営が出来ること、国の補助事業が受けやすくなることなどが考えられます。

問 経営の効率化には土地の大区画化が必要である
と思われ、地域計画策定と合わせて、ほ場の再整備について検討する考えはあるのか伺います。

答 町長 芳賀町においては30アール以上のほ場整備率は96.6%で、現在も稲毛田地区や北部第2地区においてほ場整備を進めているところです。しかしながら、区画が狭小で生産性の低い農地が存在する地区や、施設の老朽化が進んでいる地区もあるのが現状です。これら問題を解消し、町の農業振興を図る上で重要な事業であると考えます。土地改良事業を踏まえた地域計画を策定実行していくことは、地域農業の将来を築く上で重要なことです。今後地域の皆さまと一緒に取り組んでいきます。

問 近年、耕作放棄地やほ場整備された農地にも営
農型太陽光発電施設が設置されています。現状と今後の対応について伺います。

答 町長 営農型太陽光発電設備とは、農業生産と発電を行う取り組みで、実施においては農地法に基づく一時転用の許可が必要となります。太陽光発電施設の設置状況ですが、現在町内において約2ヘクタールの農地に設置されています。農業委員会において、営農の適切な継続の確実性のほか、周辺農地の効率的な利用など、慎重に審査し許可することになっています。今後、地域計画を作成するにあたり周辺農地の農作物に支障を及ぼすことがないように、営農型太陽光発電設備設置について地域の合意形成を図っていきます。

問 町内において外国人による農地利用が見られる
ようになってきておりますが、現在の状況と地域計画との兼ね合いについて伺います。

答 町長 外国人による農地利用の現状ですが、現在町内において外国人が代表を務める農業法人は2経営体であり、そのうちの1経営体では約5ヘクタールの農地で農業経営を行っています。いずれの法人も適切な作付け、管理をされていると認識しています。地域計画との兼ね合いですが、計画において農業を行う者とは、継続的に農業を担う多様な経営体、受託を受け農作業を行う者を位置付けており、継続的に農業を行う外国人などについても、地域農業の担い手として位置付けていきたいと考えています。

